

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		認定建築主に対する改善命令
根拠条例・規則名		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
条 項		第 23 条
所 管 部 課		建設局 建築部 建築総務課 （電話：048-829-1539）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (理由) 当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	平成 28 年 4 月 1 日設定
備 考		